

(2018年5月25日講演)

22. 「世界の養殖業の制度と現状：ノルウェーとオーストラリア」

公益財団法人東京財団政策研究所 上席研究員 小松正之 主査

簡単にノルウェーの養殖業の現状を説明する。これはブライド・ノルウェー政府貿易漁業省養殖部長から去年9月に聞いてきた話である。

その前に、日本の海面養殖は、資料P1に数字があるように134万トンから99万トンまで下がっていて、こういう国は世界を見ても日本だけである。

資料P2は、全国の特定期画漁業権の免許が優先順位に従ってどう免許されているかであるが、第1位が漁協であり、ほとんどすべて漁協に行っている。第2位は地元漁民の7割以上を含む法人だとか、第3位は地元漁民の7人以上で構成される法人、第3位は桃浦が該当するが、ほとんどないということである。

ノルウェーの養殖業については、1970年にはゼロで、そこから10万トンまで行くのに10年かかって、そこから60万トンまで3年ぐらいで到達して、現在では135万トンほどあり、2万4,000人の雇用を創出している。この急速な伸びは、チリとも似たところがあると思うが、政府から発給される養殖業の許可（ライセンス）に基づく仕組みであり、そう許可数が限られている。全体の数は見直して増やしていく予定にしているが、去年聞いた限りにおいては、もうこれ以上増やさず、海洋養殖については減らしていくと言っている。これは汚染だとか病気への関心で、外洋へ出すなり陸上養殖を増やしていくという方針だということである（資料P4）。

資料P5、サケマスの養殖の生産量を書いてあるが、135万トンであり、日本は、1.4万トン～1.5万トンで、ノルウェーに比べるとないに等しい。日本のサケマスは1993年に25万トン漁獲されていたが、去年7万トンであるからギャップが18万トンあり、養殖で埋めているのはたったの1.5万トンで、その差額はチリとノルウェーからの輸入で埋めているという状況である。それから、日本は天然が25年間で18万トン減っているが、アラスカ、ロシアの両方とも増えていて、日本が一番減っているシロザケについても、両国はふ化放流も増やし、回帰量も増加している状況である。

2月にオーストラリアに行ってきて、養殖政策を聞いてきた。どこが許可しているのかということであるが、オーストラリアでは養殖は3マイル以内で行われるのであるから、これはすべて州政府の管轄である。ノルウェーとチリは似ていて、州の概念はなく、これは全部国家。ただし、地域振興の点では州政府にきちんと相談しているということであり、養殖業法を成立させている。持続的な養殖を奨励することと、養殖資源で共同体への利益を最大にしると。これ漁船漁業もそうであるが、海を使う限りにおいてははっきりしていて、もうけを出せと、もうけを出さないところには許可しない。

それから、豪州の許認可はチリと似ていると思うが、3番目以降、4番目に書いたが、養殖業の許認可で、ここでは養殖の種類と数量、ここまで許可して、リースという概念で海域の許可を与える。海域と業の許可については譲渡可能ということである。魚が逃げたりした、薬物をどのくらい使っているか、それから養殖をやっていくといろいろな海洋生物が付着するが、これの処理をどうしたのかに関しての規制、報告が非常に厳しい。

最近、先ほどもチリ事例でもあったが、ノルウェーの場合は海ジラミが非常に関心事項であり、海ジラミ対策をきちんとやったかで翌年養殖量を6%増やしてあげるとか、平均的な場合はプラスマイナスゼロで、駄目なところは6%削減するとか、そういう政策を明確にしている。以上である。